

全国一般神奈川

発行者

全国一般労働組合全国協議会神奈川

横浜市中区翁町 1-5-14

新見翁ビル4F

TEL. FAX.

045-319-4391

しらゆり歯科 不当命令! 中労委・再審査請求へ

反組合意志動機による不当労働行為は許さない!

神奈川県労委は、8月19日付命令書で「本件申立てを棄却する。」として救済を求める組合員の声を切り捨てた。

その理由には、使用者から了解を得て行ったにもかかわらず職場の安全衛生、整理整頓などの改善で、社員間に軋れきを生じさせたこと。使用者から依頼されたシフト作成では、組合員らの限りにおいて意図的に本件シフトを作成したこと。会計事務所宛の書類をめぐると評しているが、労働者が職場の要求を使用者に行うことを不適切な行為とするなどとても考えられない。さらにおかしなことに、使用者本人は証人尋問での証言を拒否したにもかかわらず、陳述書で述べている主張などが取り入れている。

働きやすい職場を労働者に提供する義務は使用者にある。また、シフト作成においては労働者間の話し合いがもたれ、「組合員らの限りにおいて意図的に」作成などしていない。そもそも労働者の労働時間管理は使用者が行うものであり、作成時に業務指示に従わなかったとは本末転倒している。さらに、会計事務所宛の書類をめぐると不適切な行為と評しているが、労働者が職場の要求を使用者に行うことを不適切な行為とするなどとても考えられない。さらにおかしなことに、使用者本人は証人尋問での証言を拒否したにもかかわらず、陳述書で述べている主張などが取り入れている。

また、命令では反組合的意思動機に基づかないとしているが、団交では、労使双方で確認した団交期日を一方的に取り止め、使用者本人の団交参加要請はすべて拒否。さらに意図的と思われる、退職勧奨を議題とする団交開催直前に組合員の懲戒解雇や、県労委で「あっせん」協議中に組合員の雇止めを強行した事実を考え合わせるならば、反組合的な意思動機がないとはとても考えられず、そしてこの内容では、使用者が労働者間の軋れき解消のためには組合員の雇止めを許す内容の酷い命令となつている。

組合、組合員そして弁護士代理人は協議を重ね8月31日付けで中労委へ再審査請求を申立てた。不当労働行為救済を求める闘いに、ご支援よろしくお願いいたします。

(佐藤)

スケジュール

- 9月15日 19時 事務所
神奈川合同支部会議
- 9月16日 19時 事務所
神奈川労働相談会議
- 9月19日 13時 開港記念会館
第24回全国一般神奈川大会
- 9月20日 19時 事務所
全国一般神奈川 担当者会議
- 9月21日 18時30分 寿生活館
神奈川県共闘学習会
- 9月24日 19時 事務所
神奈川県共闘事務局会議
- 9月26日 11時 文京区民センター
全労協第33回大会 ZOOM
- 9月27日 18時30分 寿生活館
神奈川県共闘学習会
- 9月27日 17時30分 横浜駅西口
JAL横浜街頭情宣
- 10月3日 11時 伊勢佐木町
最賃街頭行動
- 10月12日 19時 事務所
全国一般神奈川 中執
- 10月24日 14時 事務所
全国一般神奈川 支部代表者会議
- 11月18日 19時
神奈川県共闘ボウリング大会



2021 神奈川最低賃金 1040 円に決定！

8月20日、神奈川労働局は神奈川県の最低賃金（地域別最低賃金）を、今までの1012円から28円アップして、1040円とした。これは中央最低賃金審議会が答申した全国一律28円アップの目安と同一のアップ額であった。

この間、全国で行われているマーケットバスケット方式による「最低生計費調査」（静岡大学中澤隼教授によれば、日本のどこでも必要な最低生計費に差はなく、1カ月24万前後、時給1500円とされている。私たちは、最低賃金大幅引き上げキャンペーンに参加して全国一律1500円の運動を進めてきた。また、神奈川県共闘はイセザキモールでの署名活動を行い、神奈川労連ユニコープ労働組合のEgit For US実行委員に参加して、6・26赤レンガ集云デモを行ってきた。

最低賃金審議会では使用者側委員は頑なに最賃アップに反対した。しかし、中小企業の経営難を理由に労働者に低賃金を強要するのは誤りである。大企業の内部留保は増えているのに反して、中小下請け単価の切り下げや、2019年の消費税導入、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大、国内消費の低迷等々に原因があり、大企業優先の経済政策に問題がある。

最低賃金を決定通り28円上げるにしても、中小企業が賃上げを実現できる環境整備が不可欠である。最賃審議会の委員が言うように「先見の目がある企業は会社の整理に入る」のは、来年からの社会保険制度の改定も睨んで必然的動きに感じられる。

神奈川の最賃は10月1日から、28円アップの1040円になるが、それでも1カ月フルタイムで働いても18万3000円にしかならない。これは、労働者が普通に結婚して子供を育てるには到底足りない金額であり、労働者が安心して普通に暮らせる社会からほど遠いのが現実である。

最賃闘争は、現状状況下では労働者に対する、解雇、雇い止め、労働条件の改善との闘いと一つの物にならざるを得ない局面にある。

（書記局・米山）

84 神奈川労働局交渉報告



かながわ労災職業病センターならびに加盟の労働組合は、神奈川県内12の労働基準監督署と神奈川労働局に対して7月19日から8月4日にかけて交渉を行った。年に1回とはいえ、労働基準監督署、労災行政担当者との意見や情報の交換を行った意義は大きい。

今年の特徴は、新型コロナウイルス感染症の拡大によるもの（413人を主に、510人増の1126人（休業4日以上）と被災労働者数が急増していることである。また、腰痛が97人も増加しているが原因は解明されていない。さらに、職場のストレスチェックは問題点が多く、個人情報保護、パワハラ防止の観点から職場ごとの集団分析

に移行すべきと主張してきた。さらに精神疾患の労災認定は請求者の聴取は労基署で、その他の関係者聴取はSAT特別処理班に分担しているの、請求人と合っていない職員が事実認定を行い、そのため労災認定が困難化していることを指摘した。また、労災保険の特別加入制度で、「二人親方」と呼ばれる人も労災扱いされるが労働者でないという理由で労災発生数が不明なのはおかしいことも指摘した。そして、8月4日の労働局交渉では、建設アスベスト訴訟の最高裁判決と、それに基づく給付制度をきちんと機能させてもらいたいという強い要望が出された。

（米山）

「安心して働き、生活できる社会の実現に向け、大会を成功させよう！」

第24回定期大会 9/19(日) 13:00

横浜市開港記念会館 1号館

全国一般神奈川は9月19日、第24回定期大会を横浜開港記念会館で開催します。昨年に引き続きコロナ禍での大会となります。組合員の皆さんと、新しい体制をつくり、抱える課題を一つひとつ解決し、労働者の権利侵害を許すことなく、労働者が安心して働き、生活できる社会の実現にむけて、定期大会を成功させましょう。大会は委任状を含め参加人数を絞って開催します。

